

禁止行為規定遵守措置等報告書

企営155500000377号

2024年 6 月 28日

総 務 大 臣 殿

郵便番号 540-8511

住所 おおさかしみやこじまくひがしのだまち
大阪市都島区東野田町4-15-82

名称及び代表者の氏名

にしにほんでんしんでんわかぶしがいしゃ
西日本電信電話株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう きたむら りょう た
代表取締役社長 北村 亮太

登録の番号及び年月日

第234号 平成16年4月1日

連絡先 経営企画部営業企画部門



電気通信事業法第31条第8項の規定により、別紙のとおり禁止行為の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

1. 電気通信事業法第31条第3項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項

イ 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託した場合における当該子会社ごとの内容

(1) 監督対象子会社の名称

監督対象子会社は、当社及び当社の子会社等がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する会社のうち、当社が電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を委託している会社であり、令和5年4月1日から令和6年3月31日の間においては8社です。具体的には別添資料1のとおりです。

(2) 監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ごとの委託額

監督対象子会社に委託した業務の内容及びその委託額(令和5年度年額)は別添資料2のとおりです。

(3) 監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨

監督対象子会社が委託を受けた業務に係る再委託の状況は、令和5年4月1日から令和6年3月31日の間においては8社中4社が再委託を実施しています。具体的には別添資料3のとおりです。

(4) 監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

監督対象子会社の総株主又は総社員の議決権に占める当社及び当社の子会社等が有する議決権の割合は、別添資料4のとおりです(令和6年3月31日)。

(5) 自己の役職員であって監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職

当社の役職員と監督対象子会社の役員に係る兼任の状況は、監督対象

子会社の130役職を当社の役職員が兼任しており、その具体的な役職名は別添資料5のとおりです(令和6年3月31日)。

- 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第30条第4項各号及び第31条第2項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行った監督の方法及びその実施状況

それぞれの監督対象子会社が、電気通信事業法第30条第4項各号及び第31条第2項各号に規定される行為(以下、禁止行為という。)を行わないよう、当該会社に対して行った監督の方法及びその実施状況は次のとおりです。

① 規程類の整備

- ・禁止行為の防止を徹底するため、当社社内規程において、自社と他社を差別的に取り扱ってはならない等の目的を記載し、社員等に対し、監督対象子会社に対する教育研修、再委託先の報告等、監督の義務を定めています。
- ・また、監督対象子会社において、電気通信事業法(第30条、第31条)の遵守、禁止行為の防止徹底に関する責任者の設置、社員研修の実施、自主点検の実施、再委託先の監督、当社による監査への対応、問題発生時の当社への報告義務及び当社からの是正指示への対応等を規定した社内規程を制定させています。なお、禁止行為防止責任者については、各監督対象子会社の社長等としています。
- ・規程の適正な運用を図るため、規程の運用を解説するとともに、電気通信事業法(第30条、第31条)の遵守、禁止行為を行わないために、業務運営上、留意すべき具体的ポイントや解説等を記載したマニュアルを制定し、監督対象子会社に対しても遵守を義務付けています。

② 委託契約の整備

- ・当社と全ての監督対象子会社との間で、禁止行為の防止、再委託時の取

扱い、責任者の設置、研修・点検の実施、問題発生時の当社への報告義務、契約違反時の措置等を規定した覚書を締結しています。なお、監督対象子会社ごとの実施状況については、別添資料6のとおりです。

③ 研修

・令和5年7月10日から令和5年12月28日までの間に、当社の経営企画部が、公正競争の確保、禁止行為の防止のための基本的知識及び遵守すべきポイント、会社が認めた設備部門の居室以外で業務を実施する場合の要件や注意事項等を内容とした研修を、監督対象子会社における全社員・契約社員・派遣社員等を対象に実施しました。なお、研修については、ケーススタディを実施することにより、理解度を確認しています。Web学習については、基準値を設け、満たない場合は再受講となる仕組みにより、理解度を測定しています。

i. 研修(対象は全社員等)

受講者数 ■■■■■ 人(実施率:100%)

ii. Web学習(対象は全社員等)

受講者数 ■■■■■ 人(実施率:100%)

④ 再委託先の管理

・監督対象子会社が再委託を行う場合には、再委託先の選定または変更の際に当社の承諾を義務付けています。

これについて、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間で有効であった再委託契約の全てについて監督対象子会社が再委託先の選定または変更の際に当社による承諾の取得をしていることを、当社委託元組織からの報告に基づき確認しています。

・これに加えて、監督対象子会社から再委託先に対して、禁止行為を行わないことについて依頼または指導・監督を実施することとしており、また、再委託先が当社グループ会社である場合には、監督対象子会社において、当社と同様の監督を実施することとしています。

⑤ 自主点検

・各種業務委託契約締結の際に、禁止行為に該当する行為が行われていないことについて、監督対象子会社の各種業務委託契約を実施する組織の担当及びその直属上長が自ら事前にチェックすることとしています。

- ・また、禁止行為防止責任者に対し、すべての担当において禁止行為に該当する行為が行われていないことについて半期ごとに自主点検を実施することを義務付けており、当社の考査部門(当社の「電気通信業務又はこれに付随する業務」に係る委託業務を実施している当事者(被考査部門)から独立した専ら業務監査を実施する組織)が禁止行為に該当する行為が行われていないことを確認しています。

⑥ 監査

- ・監督対象子会社が禁止行為の防止に関する規程を制定し、当該規程および公正競争遵守に関するマニュアルに定める禁止行為の防止徹底に関する責任者の設置、社員研修の実施、施策実施時の事前チェックや自主点検の実施、再委託先に関する当社による承諾の取得等の措置を履行していることについて、全ての監督対象子会社に対し、当社の考査部門が、書面及び実地での監査を実施し、禁止行為に該当する行為が行われていないことを確認しています。(確認内容については、上記①～⑤のとおり。)確認結果については令和6年5月に業務執行機関に報告しております。

なお、監督対象子会社ごとの実施状況(実施内容、実施時期等)については、別添資料6のとおりです。

ハ 監督対象子会社における禁止行為の有無

ロに記載した実施状況について、監督対象子会社への委託業務において、当社の「電気通信業務又はこれに付随する業務」に係る委託業務を実施している当事者(被考査部門)及び当社の考査部門とは別の組織である経営企画部が、考査部門の監査が終わり次第速やかに、その監査結果を受領し、禁止行為に該当する行為の有無と是正措置について確認しています。なお、禁止行為に該当する行為はありませんでした。

2. 電気通信事業法第31条第6項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項

イ 電気通信事業法施行規則(以下、施行規則という)第22条の7第1号から第3号、第8号、第9号及び第13号の規定により整備した体制

(1) 施行規則第22条の7第1号

施行規則第22条の7第1号に定める設備部門は、当社組織規程により定めており、別添資料7のとおりとしています。

(2) 施行規則第22条の7第2号、第8号及び第9号

施行規則第22条の7第2号に定める設備部門の長、及び同第8号に定める情報管理責任者は、令和5年4月1日から令和5年6月14日までの間は、常務取締役猪俣貴志があたり、令和5年6月15日から令和6年3月31日までの間は、代表取締役常務桂一詞があたっております。

(3) 施行規則第22条の7第3号

施行規則第22条の7第6号の定めにより作成する規程(以下「他事業者情報の適正利用に関する規程」という。)において、設備部門と設備部門以外の部門の間の兼務の禁止を定めています。

(4) 施行規則第22条の7第13号

施行規則第22条の7第13号に定める監視部門は、当社組織規程により、設備部門から独立した組織である情報セキュリティ推進部と定めており、書面または実地による定期的な監視を実施しております。

ロ 施行規則第22条の7第4号の規定により区分した室の配置

設備部門の居室においては、設備部門以外の部門の業務に従事する者が容易に入退室できないよう、電子的認証装置や、生体認証装置等により管理を徹底するとともに、監視カメラで監視しています。なお、入退室管理においては、対象者の異動等の都度、変更・確認を行い四半期毎の実施状況について、四半期末の翌月に点検を実施しています。また、入退室ログや監視カメラ映像について、通常作業しない時間帯において作業を実施していた等、当該居室の入居組織等から申告があった場合に確認することとしています。

また、設備部門の居室以外の、会社が認めた居室において接続関連情報を取り扱う場合は、他事業者情報の適正利用に関する規程に従い、事前に社員等が誓約書により申請し会社が認めた自宅等の個室において業務を行うこととしています。加えて、登録端末からのみ接続関連情報へのアクセスが許容され、多要素認証、外部記録媒体等による情報の持出し制限、携帯電話等による画面撮影行為を行った際にログが残る仕組みが導入された会社指定の端末(以下「リモート業務端末」という。)を用いることで、電子的認証や監視カメラを設置している設備部門の居室と同等の環境を確保しています。

ハ 施行規則第22条の7第5号の規定により構築したシステムの概要

施行規則第22条の7第5号に定める要件に基づき構築しているシステムの概要は次のとおりです。

接続関連情報を有するシステムは、主なアンバンドル機能に応じて、大きく以下に分けられます。

- ・ドライカップ・DSLに関する業務処理を行うシステム
- ・番号ポータビリティ、マイライン等電話サービスに関する業務処理を行うシステム
- ・ダークファイバに関する業務処理を行うシステム
- ・接続専用線に関する業務処理を行うシステム
- ・コロケーションに関する業務処理を行うシステム

これらのシステムのいずれについても、施行規則第22条の7第5号イ、ロの要件に則り、その利用権限の適正な管理のために、当該システムを利用する業務を特定し、それに基づいたシステム利用権限の付与を行っております。なお、付与した権限については、半期ごとの実施状況について、半期末の翌々月に棚卸を行い、適正な権限付与の維持を図っています。

また、施行規則第22条の7第5号ハの要件に則り、接続関連情報を取り扱うシステムにおいて、システムの操作者が接続関連情報にアクセスした際に、当該操作者を識別するための情報、アクセスした日時、当該情報の内容について記録、保存を実施しています。保存期間については、操作者が接続関連情報にアクセスした日の翌日から起算して5年間としています。

ニ 施行規則第22条の7の第6号の規定により作成した規程

作成した規程は別添資料8のとおりです。その主な内容は以下のとおりです。

- i 設備部門の範囲
- ii 接続関連情報の目的外利用の禁止等
 - ・ 社員等の目的外利用の禁止
 - ・ 目的外に他の組織の社員等への承認のない提供の禁止
 - ・ 委託先への不適正な接続関連情報の提供禁止及び委託先において不適正に流用されないよう指導すること
 - ・ 社外他者への提供の禁止
- iii 接続関連情報を管理するシステムの利用権限の制限、接続関連情報を入手した社員等及び入手日時等の保存
- iv 設備部門と設備部門以外の部門との間での兼職禁止

v 情報管理の体制

- ・ 設備部門における接続関連情報の適正な管理の全社的統括管理責任者として設備本部長を「他事業者情報管理責任者」(事業法施行規則第22条の7第8号に定める情報管理責任者に該当)に置くこと
- ・ 組織ごとに当該組織の情報管理に責任を有する「情報管理責任者」をはじめ「他事業者情報適正利用監督者」「他事業者情報適正利用推進者」を置くこと

vi 他事業者情報管理責任者の責務

- ・ 設備部門の業務の用に供する室、もしくはそれに準ずるものとして会社が認めた場所において、接続関連情報の適正な取扱いに努めること
- ・ 設備部門の居室と設備部門以外の部門の居室を分離し、管理すること
- ・ 接続関連情報の適正な利用に関する研修の実施
- ・ 接続関連情報の管理の用に供するシステムの利用権限の管理
- ・ 社員等の指導・監督及びその取扱い状況の点検
- ・ 委託先の適切な指導に関する社員等への指導・監督

vii 接続関連情報の抽出規制

- ・ 顧客情報システムにより、接続関連情報の承認のない抽出の禁止

viii 是正措置等

- ・ 接続関連情報の取扱いについて、違反その他の問題を発見したときは、速やかに対処すること。

(なお、接続業務の実施状況の監視に関する規程に基づき、監視部門にその事実及び対処等を速やかに報告のこと)

ホ 施行規則第22条の7第7号の規定により実施した研修の内容

設備部門の全社員等を対象に他事業者情報の適正利用に関する規程を遵守させるため、電気通信事業法における禁止行為等に関する規程の概要、施行規則の求める要件、当該規程の解説(設備部門の設置、兼務の禁止、居室の分離、システム利用権限の管理等)、接続関連情報の適正な取扱いに関する基本的な知識、会社が認めた設備部門の居室以外で業務を実施する場合の要件や注意事項等を内容とする以下の研修を、令和5年7月1日から令和5年12月28日までの間実施しています。

i 研修(対象は設備部門の全社員等)

受講者数: 人(実施率: 100%)

ii Web学習(対象は設備部門の全社員等)

受講者数: 人(実施率: 100%)

へ 施行規則第22条の7の第10号の規定により実施した管理の内容

他事業者情報管理責任者は、他事業者情報の適正利用に関する規程が設備部門の社員等によって遵守されるよう、組織ごとに当該組織の情報管理に責任を有する「情報管理責任者」をはじめ「他事業者情報適正利用監督者」「他事業者情報適正利用推進者」を配置し、以下の項目について管理を実施しています。

(1) 設備部門と設備部門以外の部門との間での兼務の禁止

イ(3)に記載のとおりです。

(2) 設備部門と設備部門以外の部門の居室の分離

ロに記載のとおりです。

(3) 研修の実施

ホに記載のとおりです。

(4) システム利用権限の管理

ハに記載のとおりです。

(5) 接続関連情報の他組織への提供の管理

接続関連情報については、他事業者と取り交わす契約書等を郵送する場合のほか、設備部門において他事業者との協議を行う場合、設備部門間での会議を行う場合等、真に必要と認められる場合に限定し、必要最小限の情報を設備部門の居室から持出すことを認めており、接続関連情報を居室から持出す場合には、提供情報の内容、利用目的、及び提供方法について他事業者情報適正利用推進者の承認を得ることとしており、その旨を他事業者情報の適正利用に関する規程等に定めています。

また、設備部門の居室以外の会社が認めた居室において接続関連情報を取り扱う場合は、リモート業務端末により業務を行うこととしています。

(6) 委託先管理

- ・委託先との間で接続関連情報の取扱いに関する覚書を締結すること
- ・当該覚書に定められている遵守事項について委託元が点検を実施することを他事業者情報の適正利用に関する規程等に定めています。

なお、上記(1)～(6)については別添資料8のとおりです。

ト 施行規則第22条の7第11号及び第12号の規定により記録した手続の実施の経緯及び条件の概要

(1) 施行規則第22条の7第11号の規定により記録した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件の概要

当社設備部門は、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続するために実施した接続約款又は接続に関する協定に基づく手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件を記録し、保存しています。

納期に着目した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件の概要は以下のとおりです。

① 手続の実施の経緯の概要

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に完了した手続についての件数と平均日数(申込日～回答日、申込日～提供可能日、申込日～工事完了日)

② 当該手続に係る接続の条件の概要

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に完了した手続についての、接続約款又は接続に関する協定に規定する納期。

具体的な納期に着目した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件の概要については別添資料9-1のとおりです。

(2) 施行規則第22条の7第12号の規定により記録した手続の実施の経緯及び第一種指定電気通信設備を用いるための条件の概要

当社設備部門は、第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために当社設備部門以外の部門との間において実施した手続の実施の経緯及び当該第一種指定電気通信設備を用いるための条件を記録し、保存しています。

納期に着目した手続の実施の経緯及び条件の概要は以下のとおりです。

① 手続の実施の経緯の概要

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に完了した手続についての件数と平均日数(申込日～回答日、申込日～提供可能日、申込日～工事完了日)。

② 条件の概要

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に完了した手続についての、接続約款または接続に関する協定に規定する納期。

具体的な納期に着目した手続の実施の経緯及び第一種指定電気通信設備を用いるための条件の概要については別添資料9-2のとおりです。

チ 施行規則第22条の7第14号及び第15号の規定により行った監視の結果

- (1) 施行規則第22条の7第14号に定める要件に基づき、監視部門が実施した監視の結果及び方法は以下のとおりです。

当社設備部門が、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続するために他の電気通信事業者との間において実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件について記録・保存した内容に基づき、接続約款又は接続に関する協定の規定によるものであることを確認しています。

当社設備部門が、第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために設備部門以外の部門との間において実施した手続の実施の経緯及び当該第一種指定電気通信設備を用いるための条件について記録・保存した内容に基づき、接続約款又は接続に関する協定の規定に準ずるものであることを確認しています。

納期に着目し、他の電気通信事業者又は当社設備部門以外の部門の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に完了した手続についての件数と平均日数(申込日～回答日、申込日～提供可能日、申込日～工事完了日)及び接続約款又は接続に関する協定に規定する納期の遵守率により検証した、手続の実施の経緯及び当該手続に係る条件に関する監視の結果は別添資料10のとおりです。

なお、監視部門において、上記に関して設備部門より提示された手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件の概要が虚偽でないこと

を確認するため、根拠となる記録方法、保存方法、及び抽出方法について、四半期ごとに設備部門に説明を求め、その内容を確認した結果、問題はありませんでした。

- (2) 施行規則第22条の7第15号に定める要件に基づき、設備部門から独立した監視部門が実施した監視の結果は以下のとおりです。

監視部門が、へにおいて記載した管理の項目ごとの遵守状況について、設備部門が実施した毎月・四半期点検の結果の確認を実施するとともに、書面による確認に加え、本社及び支店単位の設備部門への実地確認した結果、問題はありませんでした。

設備部門における指摘事項とそれを受けた対応は、ありませんでした。
具体的な監視の結果は、以下のとおりです。

① 情報管理の体制

他事業者情報の適正利用に関する規程において規定される情報管理責任者が、本社では設備部門を構成する各組織の長、支店では支店長とされていることを確認しています。

② 設備部門と設備部門以外の部門との間での兼務の禁止

令和6年3月31日時点で、当社の社員等のうち、複数の職務を兼ねている全ての社員等について、その職務を確認したところ、設備部門と設備部門以外の部門の職務を兼ねている社員等は存在しないことを確認しています。

③ 設備部門と設備部門以外の部門の居室の分離

令和6年3月31日時点で、設備部門が所在する室は■■■■（ゲート数にして■■■■）あり、その全てについて電子的認証装置や監視カメラ等に加え、一部について生体認証装置が設置されていることを書面及び実地確認により確認しています。

なお、通常作業しない時間帯において、作業を実施していた等の申告はありませんでした。

また、設備部門の居室以外の、会社が認めた居室における接続関連情報の取り扱い状況について、事前に上長の承認を得た個室等において、リモート業務端末により業務が実施されていることについて、別に設備部門が実施した毎月点検・四半期点検の結果の確認、及び年一回の実地確

認により、業務を行う場所について事前に上長の承認を得ていること、端末の管理状況、ログが残る仕組みの端末への導入状況、ログを確認し第三者による画面窃視が行われていないことを確認しています。

④ 研修の実施

本に記載した研修の内容について、研修教材等を確認し、設備部門の設置、兼務の禁止、居室の分離、システム利用権限の管理、会社が認めた設備部門の居室以外で業務を実施する場合の要件や注意事項等、設備部門の社員等が接続関連情報を取扱うにあたり必要な内容が盛り込まれていることを確認しています。

また、令和5年7月1日から令和5年12月28日までに設備部門が実施した以下の研修について、研修受講対象となる全ての社員等が受講したことを確認しています。

- i 研修(対象は設備部門の全社員等)
受講者数: 〇〇〇人(実施率: 100%)
- ii Web学習(対象は設備部門の全社員等)
受講者数: 〇〇〇人(実施率: 100%)

⑤ システム利用権限の設定状況

異動・退職等にあたり業務上不要となったシステム利用権限については、その都度削除を行う等、随時適正化を図るとともに、業務運営上の節目、及び点検の実効性確保等を勘案し、別に設備部門が実施した毎月点検・四半期点検において、システムに現に設定されている権限とハに記載した考え方で特定した適正な権限の突合を実施した結果、システム利用権限が適正に維持されていることを確認しています。

⑥ 接続関連情報の提供状況

「へ 電気通信事業法施行規則第22条の7第10号の規定により実施した管理の内容」(5)にて記載した管理の実施状況については、設備部門の居室からの接続関連情報の持出しの都度、上長が承認を行い、不要な持出しが発生しないよう対処していること、また、設備部門の居室以外の会社が認めた居室において接続関連情報を取り扱う場合は、リモート業務端末により業務が実施されていることを、業務運営上の節目、及び点検の実効性確保等を勘案し、別に設備部門が実施した毎月点検・四半期点検の結

果の確認、及び年一回の実地確認において、業務を行う場所について事前に上長の承認を得ていること、端末の管理状況、ログが残る仕組みの端末への導入状況、ログを確認し第三者による画面窺視が行われていないことを確認し、適正になされていることを確認しています。

⑦ 委託先管理

委託先管理(接続関連情報を提供するものに限る)については、委託元である設備部門が、委託先における接続関連情報の取扱い状況等について随時指導を行うとともに、「へ 電気通信事業法施行規則第22条の7第10号の規定により実施した管理の内容」(6)の管理に従い、他事業者情報の適切な取扱いに関する義務が盛り込まれていること、委託先の点検がされていることを、業務運営上の節目、及び点検の実効性確保等を勘案して、別に設備部門が実施した毎月点検・四半期点検及び年一回の実地確認において確認しています。

- リ 施行規則第22条の7第14号の規定により行った監視の結果、同条第12号の規定により記録した手続の実施の経緯又は条件の内容が同条第11号の接続約款又は接続に関する協定の規定に準ずるものでない場合において、手続又は条件を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由

監視の結果、本項目に該当する事項はありませんでした。

- 又 施行規則第22条の7第15号の規定により行った監視の結果、接続関連情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかったときはその理由

監視の結果、本項目に該当する事項はありませんでした。

- ル イからヌまでの措置のほか、法第31条第6項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容

接続関連情報の取扱いのある監督対象子会社に対し、接続関連情報の目的外利用の禁止に係る規定の遵守を徹底するために行った監督の方法及びその実施状況は次のとおりです。

- ① 監督対象子会社における他事業者情報の適正利用に関する規程の制定、

接続関連情報に関する覚書の締結

接続関連情報を取り扱う全ての監督対象子会社において他事業者情報の適正利用に関する規程を制定しており、また、当該会社と当社との間で、接続関連情報の目的外利用の禁止、再委託時の取扱い、責任者の設置、研修・点検の実施、問題発生時における当社への報告義務、契約違反時の措置等を規定した覚書を締結していることを、当社の「電気通信業務又はこれに付随する業務」に係る委託業務を実施している当事者から独立した専ら情報セキュリティに関する方針策定、監査等を実施している組織である情報セキュリティ推進部が年度を通じて確認しています（令和6年3月31日時点）。

② 接続関連情報を取り扱う部門の明確化

接続関連情報を取り扱う全ての監督対象子会社において、接続関連情報を取り扱う組織が明確化されていることを情報セキュリティ推進部が年度を通じて確認しております（令和6年3月31日時点）。

③ 接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間での兼務の禁止

接続関連情報を取り扱う全ての監督対象子会社における他事業者情報の適正利用に関する規程の定めに従い、接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の間で兼務がないことを、人事異動の都度、各社において確認するとともに情報セキュリティ推進部が以下のとおり確認しています。

年度を通じ、各社の社員等のうち、複数の職務を兼ねている社員等の職務を確認し、接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の職務を兼ねている社員等は存在しないことを確認しています。（令和6年3月31日時点）

④ 情報管理責任者の配置

当社と接続関連情報を取り扱う全ての監督対象子会社との間で締結しているお客様情報及び他事業者情報の管理に関する覚書に定められたとおり、情報管理責任者として代表取締役社長等があたっていることを、年一回の実地確認において情報セキュリティ推進部が確認しています（令和6年3月31日時点）。

⑤ 接続関連情報の取扱いのある部門と当該部門以外の部門の居室の分離

接続関連情報の取扱いのある部門においては、接続関連情報の取扱いのある部門の社員等以外の者が容易に入退室できないよう、電子的認証装置や生体認証装置等により管理を徹底するとともに、監視カメラで監視しています。

また、設備部門の居室以外の、会社が認めた居室において接続関連情報を取り扱う場合は、他事業者情報の適正利用に関する規程に従い、事前に社員等が誓約書により申請し会社が認めた自宅等の個室において業務を行うこととしています。加えて、リモート業務端末を用いることで、設備部門の居室と同等の環境を確保しています。

令和6年3月31日時点で接続関連情報の取扱いのある部門が所在する居室は■■■■（ゲート数にして■■■■）あり、そのすべてについて電子的認証装置や監視カメラ等に加え、一部について生体認証装置が設置されていることを書面及び年一回の実地確認により情報セキュリティ推進部が確認しています。

また、設備部門の居室以外の、会社が認めた居室における接続関連情報の取り扱い状況について、各社が実施した毎月点検・四半期点検の結果を確認するとともに、年一回の実地確認において、業務を行う場所について事前に上長の承認を得ていること、端末の管理状況、ログが残る仕組みの端末への導入状況、ログを確認し第三者による画面窃視が行われていないことを、情報セキュリティ推進部が確認しています。

⑥ 研修の実施

監督対象子会社における他事業者情報の適正利用に関する規程を遵守させるため、接続関連情報を取扱う部門の全社員等に対して、当該規程の解説（設備部門の設置、兼務の禁止、居室の分離、システム利用権限の管理等）、接続関連情報の適正な取扱いに関する基本的な知識、会社が認めた設備部門の居室以外で業務を実施する場合の要件や注意事項等に関する研修を社員研修の年度計画に基づき令和5年7月1日から令和5年12月28日までに実施しております。

上記の内容について、研修教材等を確認し、接続関連情報を取扱うにあたり必要な内容が盛り込まれていること、また、研修受講対象の全ての社員等が受講したことを情報セキュリティ推進部が確認しています。

i 研修（対象は接続関連情報を取扱う部門の全社員等）

受講者数: 人(実施率: 100%)

ii Web学習(対象は接続関連情報を取り扱う部門の全社員等)

受講者数: 人(実施率: 100%)

⑦ システム利用権限の管理

毎月点検・四半期点検において、システムに現に設定されている権限とハに記載した考え方で特定した適正な権限の突合を実施しています。その点検結果を情報セキュリティ推進部が確認し、システム利用権限が適正であることを確認しています。

⑧ 接続関連情報の提供管理

接続関連情報を設備部門の居室から持出す場合には、持出す情報の内容、利用目的及び持出方法について、他事業者情報適正利用推進者の承認を得ることとし、その旨を監督対象子会社における他事業者情報の適正利用に関する規程等に定めています。

その遵守状況、及び設備部門の居室以外の、会社が認めた居室において接続関連情報を取扱う場合は、リモート業務端末により業務が実施されていることについて、各社が実施した毎月点検・四半期点検の結果の確認、及び年一回の実地確認において業務を行う場所について事前に上長の承認を得ていること、端末の管理状況、ログが残る仕組みの端末への導入状況、ログを確認し第三者による画面窃視が行われていないことが適正になされていることを、情報セキュリティ推進部が確認しています。

⑨ 再委託先の管理

- ・再委託契約の締結に際しては、委託元の承諾を要すること
- ・再委託先との間で、接続関連情報の保護・秘密保持に関する契約を締結すること
- ・当該契約に定められている遵守事項について、委託先である監督対象子会社が点検を実施すること

を監督対象子会社における他事業者情報の適正利用に関する規程等に定めています。

その遵守状況は、各社が実施した毎月点検・四半期点検の結果の確認、及び年一回の実地確認において適正になされていることを、情報セキュリティ推進部が確認しています。

なお、監督対象子会社ごとの実施状況については、別添資料11のと

おりです。

3. 電気通信事業法第31条第2項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項.

イ 条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

(1) 電気通信設備の設置又は保守

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守」に関する条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保しております。(接続約款第95条、第95条の2・3・4・5)

(2) 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用」に関し、「コロケーションスペース、電柱、管路・とう道」についての利用に係わる条件を接続約款及び「電柱・管路等の利用申込み及び契約条件等について」に定め公表することにより同等性を確保しております。(接続約款第95条)

(3) 情報の提供

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供」に関する条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保しております。
(接続約款第98条、第98条の2、第99条、第99条の2・3・4・6・7・8・9・11・12・13・14)

なお、「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報」を下記URLで開示しておりますが、コロケーション及びDSL回線に関する情報、光ファイバ関連情報、フレッツサービス(ISP事業者向け情報)等については、「守秘義務契約」又は「相互接続協定」を締結している電気通信事業者に対して、ID及びパスワードを払い出した上で閲覧可能としております。

◇NTT西日本：<http://www.ntt-west.co.jp/open/index.html>

(4) 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

「電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託」に関し、以下のとおり実施しております。

① 利用契約締結

条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保しております。
(接続約款第68条(10))

② 他社商品販売・取次等

収支が相償わない場合や自社商品と競合する場合を除き、次の考え方により実施しており、これを公表(H11.7.1)することにより同等性を確保しております。

・販売・取次

i. 販売手数料

販売手数料は、1件あたりの販売手数料単金に、販売件数を乗じて算定する額とする。

$$\text{販売手数料} = \text{販売手数料単金} \times \text{販売件数}$$

ii. 販売手数料単金

この場合、委託者の提示する販売手数料単金が、次の条件を満たしていれば受託する。

$$\begin{aligned} \text{販売手数料単金} &\geq \text{社員1人1分あたりの作業単金} \\ &\times \text{当該受託商品の販売に係る稼働時分} \end{aligned}$$

・問い合わせ対応・アフターフォロー

i. 手数料

手数料は、1件あたりの受付又は訪問に係る手数料単金に、受付又は訪問件数を乗じて算定する額とする。

$$\text{手数料} = \text{手数料単金} \times \text{受付又は訪問件数}$$

ii. 手数料単金

この場合、手数料単金が、次の条件を満たしていれば受託する。

$$\begin{aligned} \text{手数料単金} &\geq \text{社員1人1分あたりの作業単金} \\ &\times 1 \text{ 受付又は1 訪問あたりの受託商品に係る問} \\ &\quad \text{い合わせ対応・アフターフォロー稼働時分} \end{aligned}$$

(注)「社員1人1分あたりの作業単金」は、接続約款に規定している他事業者との取引に使用している作業単金をベースとした他事業者に共通の単金とする。

③ 債権譲受・料金回収及び料金請求回収代行

条件を接続約款に定め公表することにより同等性を確保しております。
(接続約款第68条(4)(5)(6)、第80条、第81条、第90条)

④ 他社商品料金回収代行

次の考え方により実施しており、これを公表(H12.7.10)することにより同等性を確保しております。

・回収代行手数料

1件あたりの単金に、取り扱い件数を乗じて算定する額とする。

平成14年4月に回収代行手数料及び手数料プランの見直しを行い、これを公表(H14.4.17)しております。

「単金型」と「料率型」の2種類の料金プランのうちいずれかを事業者が選択する。

【単金型】1件あたり150円※¹

【料率型】

1件あたりの 平均請求額	手 数 料 額
0～1,000円	請求金額の30%※ ²
1,001～2,000円	請求金額の10%
2,001～5,000円	請求金額の 5%
5,001円～	請求金額の 3%

※¹: 単金型の場合、1事業者5,000件/月を超えた場合、超えた件数についての手数料は85円/件とする。

※²: 料率型の場合の1件あたりの最低手数料額は85円とする。

平成20年6月に回収代行手数料プランの追加を行い、これを公表(H20.6.25)しております。

従来からの「単金型」と「料率型」に加えて、以下の条件すべてに該当する場合、「新単金型」の料金プランが選択可能。

- 該当の回収代行商品について、弊社が販売受託契約している。
- 該当の回収代行商品の支払方法について、弊社が回収代行として口頭受付している。

【新単金型】1請求書あたり50円 + 1事業者あたり月額27万円

平成21年10月に回収代行手数料プランの追加を行い、これを公表(H21.10.14)しております。

従来からの「単金型」と「料率型」及び「新単金型」に加えて、以下の条件すべてに該当する

場合、「新料率型」の料金プランが選択可能。

- 該当の回収代行商品について、弊社が販売受託契約している。
- 該当の回収代行商品の支払方法について、弊社が回収代行として口頭受付している。
- 該当の回収代行商品の請求依頼について、1請求番号につき請求内訳1項目とする。

【新料率型】

- 1件あたりの平均請求額の3.0%／1請求内訳あたり(50,000行／月まで)
- 1件あたりの平均請求額の2.5%／1請求内訳あたり(50,001行／月以降)

平成24年6月に回収代行手数料プランの追加を行い、これを公表(H24.5.29)しております。

以下の条件すべてに該当する場合、以下の手数料プランによるサービス提供が可能

- 該当の回収代行商品について、購入者がフレッツ・アクセス回線を利用しており、その回線から、インターネット上のWEBサイト等にて購入する。
- 該当の回収代行商品の購入時に、購入者の認証依頼および請求情報を即時に弊社まとめて支払いシステムに連携するプログラムを実装する。

【手数料プラン】

1フレッツ・アクセス回線あたりの平均請求額に応じた手数料＋消費税相当額

1フレッツ・アクセス回線あたりの平均 請求額	手数料
0～600円	当社が当該月に発行した請求書の 件数に30円を乗じた額
601～900円	請求額の5%
901～1,500円	当社が当該月に発行した請求書の 件数に45円を乗じた額
1,501円～	請求額の3%

令和6年1月に回収代行手数料プランの追加を行い、これを公表(R6.1.1)しております。

弊社が提供する電話サービスのうち、加入電話、第1種総合デジタル通信サービス、第2種総合デジタル通信サービスの一部を卸電気通信役務として提供している場合、以下の手数料プランによるサービス提供が可能

【手数料プラン】

1内訳項目ごとに、弊社「第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款」(接続約款)における以下の料金請求回収代行手数料を準用

接続約款 料金表 第2表 工事費及び手数料 2手数料の額 2-1 手数料(9)

(ア)請求情報の授受等に係るもの

(イ)請求・収納・不払い対応に係るもの

⑤ 料金請求書同封

料金請求を弊社に委託している事業者であれば、次の内容により実施することとしており、同等性を確保しております。

また、マイライン事業者協議会リーフレット同封の際に、同協議会において関係事業者の費用算出のために、次の内容を開示(H14.2)しております。

1回あたり、(70,000円+0.9円×同封数)×1.1

なお、料金請求に関連する内容を当該会社利用分のある利用者に限って実施するものであり、手数料については、最低取扱件数(30万件)を設定し、これを下回る場合については、当該件数見合いの手数料を支払うことを条件とする。

ロ 公表された条件によって実施した事項の実施状況

(1) 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守

令和5年度の実施状況は以下のとおりです。

① 自前工事

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	27 社	2 社	25 社
(ii) 件数	23,176 件	1,479 件	21,697 件

② 受託工事

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	0 社	0 社	0 社
(ii) 件数	0 件	0 件	0 件

(2) 第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用

令和5年度の実施状況は以下のとおりです。

① コロケーションスペース

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
-----	----	---------	----------

(i)提供対象事業者数	25 社	2 社	23 社
(ii)件数	1,193 架	102 架	1,091 架

② 電柱

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i)提供対象事業者数	134 社	2 社	132 社
(ii)件数	133,256 本	945 本	132,311 本

※一般賃貸を含む

③ 管路・とう道

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i)提供対象事業者数	18 社	2 社	16 社
(ii)件数	36.2 km	3.0 km	33.2 km

※一般区間を含む

(3) 第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供

令和5年度の実施状況は以下のとおりです。

① ID、パスワードを払い出している事業者数

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
事業者数	292 社	2 社	290 社

② お客さま情報照会書作成

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i)提供対象事業者数	3 社	1 社	2 社
(ii)件数	23,820 件	23,227 件	593 件

③ みなし契約者に関する宛名情報提供

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i)提供対象事業者数	3 社	1 社	2 社
(ii)件数	1,213 千件	952 千件	260 千件

(4) 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

令和5年度の実施状況は以下のとおりです。

① 利用契約締結

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	4 社	1 社	3 社
(ii) 件数	403 千件	—	—

② 他社商品販売・取次等

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	106 社	2 社	104 社
(ii) 件数	403 商品	57 商品	346 商品

FTTHアクセスサービス取次

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	9 社	1 社	8 社
(ii) 件数	1,062 件	584 件	478 件

③ 債権譲受・料金回収

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	3 社	1 社	2 社
(ii) 件数	16,636 百万円	16,634 百万円	2 百万円

料金請求回収代行

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	2 社	1 社	1 社
(ii) 件数	539 件	357 件	182 件

④ 他社商品料金回収代行

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	263 社	2 社	261 社
(ii) 件数	457 商品	9 商品	448 商品

⑤ 料金請求書への同封

項 目	総数	特定関係事業者	左記以外の事業者
(i) 提供対象事業者数	1 社	1 社	0 社
(ii) 件数	1 回	1 回	0 回

ハ 公表された条件によらないで実施した場合の理由、条件及びその実施状況

(1) 電気通信設備の設置又は保守

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置又は保守」に関する事項として、公表された条件によらないで実施したものではありません。

(2) 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用」に関する事項として、公表された条件によらないで実施したものではありません。

(3) 情報の提供

「第一種指定電気通信設備との接続に必要な情報の提供」に関する事項として、公表された条件によらないで実施したものではありません。

(4) 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託

「電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託」に関する事項として、公表された条件によらないで実施したものではありません。

以上